

違反対象物の公表制度について

建物を利用する方が、建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、消防法令違反の情報を石岡市消防本部ホームページに公表する制度です。

○公表の対象となる建物

消防法施行令別表第一に掲げる(1)項～(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ(16の2)項及び(16の3)項に該当する用途が公表の対象になります。

例えば…ホテル、飲食店、店舗などの不特定多数の方が利用する建物。

病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用する建物。



○公表の対象となる違反項目

消防法によって設置が義務づけられた消防用設備等のうち「**屋内消火栓設備**」「**スプリンクラー設備**」「**自動火災報知設備**」が設置されていない場合。



屋内消火栓 スプリンクラー設備 自動火災報知設備

○公表の内容

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日を経過してもその違反が認められる場合、『**建物の名称**、**所在地**、**違反の内容**』を石岡市消防本部ホームページに掲載します。



ご不明な点がございましたら、石岡市消防本部 予防課 指導係にご相談ください。

問合せ先 石岡市消防本部 予防課 指導係

石岡市石岡一丁目2番地18

電話(予防課直通)：0299(27)6125